

社会保険労務士・行政書士

関島 康郎

〒125 - 0041

東京都葛飾区東金町2 - 7 - 13

電話：03-3609-7668

FAX：03-3609-0404

HP: <http://srseki.mine.nu>



## 主婦の年金 過払い分の返還請求へ

主婦の年金問題で、夫の退職に伴い、第3号被保険者から第1号被保険者の届出をしなかったにもかかわらず厚生労働省が保険料納付者とみなして救済していた問題は、世論の反発にあい、その処理が注目されています。

この問題で、政府・民主党は4月26日、本来より多く年金をもらっている受給者に対し過払い分の返還を求める方針を固めたと報道されています。また、過去にさかのぼって未納者が保険料を納めることができる期間は10年とされる予定です。

切り替え漏れの人のうち、5万3000人は本来よりも平均で年1万1150円多く年金を受け取っており、公平性を保つため、過払い分の返還を求めることにしています。また、厚生労働省が第3号被保険者として見なして救済した「運用3号」の988人についても過払い分を返還してもらおう方向です。これから支給する年金を減らすのか、分割で払ってもらおうのかなど返還方法についてはまだ、決まっていません。

未納期間の解消策については、過去の保険料をさかのぼって納付できる期間を10年分とする方針です。現役世代の42万2000人が対象になるほか、受給者も追納することができますが、追納できない人は年金額が減額されるか、25年の納付要件を満たさない人は無年金者になる見込みです。

厚生労働省は今年の1月から、過去の未納分について保険料を納めていたと見なす救済策を実施していました。しかし、この救済策は保険料を払っている人と不公平が生じるとの批判が続出しました。そのため、今年の3月に救済策を撤回し、未納期間がある人に全期間追納させるなどの方針を打ち出していました。

しかし、この対策でも主婦と一般未納者の取り扱いが不公平との批判が出て、主婦、一般未納者ともに、追納期間の上限を10年で区切るとしています。

厚生労働省は、党の意見を参考にしながら決めることにしていますが、老齢基礎年金の支給要件である現行の25年を10年に短縮することも必要と思われます。

長期療養で休んでいる従業員がこのほど無給の休職期間に入りました。健康保険から支給される傷病手当金を会社が代理受領し、そこから健康保険料、厚生年金保険料及び住民税を控除して本人の銀行口座に振り込むことができるのでしょうか。

傷病手当金を会社が代理人となって受け取る場合は、健康保険の被保険者（従業員）本人の委任が必要です。この委任があれば会社が代理人になって受け取ることができます。

傷病手当金の支給申請書には、「受取代理人の欄」があり、「本申請書に基づく給付金に関する受領を代理人に委任します。」と記載されています。申請者の委任があれば、会社の銀行口座に傷病手当金が振り込まれます。

健康保険法 61 条では、「保険給付を受ける権利は、これを譲渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。」と定めており、また 167 条では、「事業主は、被保険者に対して通貨をもって報酬を支払う場合においては、被保険者の負担すべき前月の標準報酬月額に係る保険料を報酬から控除できる。」と規定しています。

このことから、報酬（賃金）からしか保険料を控除できないのではないかと、会社が受け取った傷病手当金から本人の保険料等を控除することはこの規定に抵触するのではないかとする質問もあります。

しかし、厳密に解釈するなら何ら問題はありませぬ。

健康保険法 61 条の受給権保護規定は保険給付を受ける権利（請求する権利）を本人に代わって行使したり、差し押さえたり、担保に入れたりすることを禁じた規定です。

会社の代理受領は、本人が傷病手当金を請求し、その受領を会社に委任したものにすぎません。会社の口座に振り込まれた額は本人に入金されたものとみなされます。被保険者に給付された傷病手当金の一部を保険料等の返済に充てるかどうかは会社と被保険者の話し合いによって決まるものです。

勿論、会社が代理受領しない場合は、会社が支払った本人負担分の保険料や住民税を本人から別途徴収することになります。

## 代理受領したときの会計処理

傷病手当金は、健康保険法 62 条の規定により租税公課の対象にならない非課税です。そのため、代理受領したときは、税務上他の入金項目と区別するため、「預り金」として処理し、被保険者に傷病手当金を振り込むときは、保険料や住民税を控除した内容を明記して交付することが大切です。

# 雇用保険 事業主都合退職とは

このほど定年退職し、職安に行きましたが、事業主の都合等による特定受給資格者ではなく、一般退職者として扱われました。事業主都合等による退職である特定受給資格者とはどのような者を言うのですか。

雇用保険法は平成 13 年に大幅に改正され、それまで事業主都合退職となっていた定年退職者は一般受給資格者となりました。事業主の特定の都合による退職者や特別な理由による退職者については特定受給資格者または特定理由退職者となり、失業給付の給付日数が一般受給資格者より別表のように厚くなっています。

## 特定受給資格者とは

一般退職の場合、失業給付を受けるには離職の日以前 2 年間のうち雇用保険の被保険者期間が通算して 12 か月あることが必要です。しかし、特定受給資格者の場合は離職の日以前 1 年間のうち被保険者期間が 6 か月あれば失業給付がもらえます。特定受給資格者とは次の者を言います。

### 1、倒産等により離職した者

- ①破産、民事再生、会社更生等の倒産手続の申立て又は手形取引の停止等のとき
- ②事業所において 1 か月に 30 名以上または被保険者の 3 分の 1 を超える者の離職があったときの離職

③事業所の廃止のとき

④事業所の移転による通勤困難のとき

### 2、解雇等により離職した者

- ①解雇により離職(自己の責めに帰すべき重大理由解雇を除く)したとき
- ②労働契約締結時に明示された労働条件と著しく相違したときの離職
- ③賃金の 3 分の 1 を超える額が未払いで 2 か月以上あるとき
- ④賃金が 85%未済に低下したとき(予見

し得なかった場合のみ)

- ⑤離職直前 3 か月各月の時間外労働が 45 時間を超えるとき
- ⑥期間の定めがある労働契約の更新により 3 年以上雇用されている者の契約未更新のとき
- ⑦期間の定めがある労働契約において更新が明示されていた場合の契約未更新
- ⑧上司、同僚等から故意の排斥、著しい冷遇・嫌がらせ、セクハラを受けたとき
- ⑨事業主からの退職勧奨(早期退職優遇制度を除く)による離職
- ⑩使用者の責めに帰す休業が引き続き 3 か月以上となったとき

**特定理由退職者とは** (離職日が H24.3.31 迄に限り給付日数が特定受給資格者と同様になる)

- ①期間の定めのある労働契約が満了し、更新を希望したにもかかわらず合意未成立のとき
- ②正当な理由のある自己都合による離職

## 一般受給資格者

被保険者期間 年齢	10 年未満	10 年以上 20 年未満	20 年以上
	全年齢	90 日	120

## 特定受給資格者・特定理由退職者(給付日数)

被保険者期間 年齢	1 年 未 満	1 年 ~ 5 年 未 満	5 年 ~ 10 年 未 満	10 年 ~ 20 年 未 満	20 年 以上
	30 歳未満	90 日	90	120	180
30 歳以上 35 歳未満	90		180	210	240
35 歳以上 45 歳未満	90		180	240	270
45 歳以上 60 歳未満	180		240	270	330
60 歳以上	150		180	210	240

### ● 1次補正執行で、雇用効果 175 万人

政府は 4 月 27 日、2011 年度第 1 次補正予算案に盛り込んだ大震災の復旧対策で約 175 万人の雇用創出・失業回避効果があるとの試算をまとめた。試算では、補正予算で新たに 23 万人の雇用が生まれるとしており、がれき処理や仮設住宅の建設、災害復旧の土木事業など総事業費 3 兆円の公共事業などで 15 万人の雇用増があると見積もる。自治体が被災者を直接雇う事業でも 5 万人の効果があるとみている。

### ● パナソニックで海外を中心に 4 万人削減

パナソニックは 2012 年度末までに連結ベースの従業員約 38 万人のうち、1 割に当たる 4 万人規模の人員を海外を中心に削減する。4 月 1 日に完全子会社化したパナソニック電工、三洋電機と重複する部門のスリム化を急ぐ。人員削減は今年度から来年度にかけ希望退職制度を活用するなどして実施する予定。製造業では 09 年に NEC が 2 万人の削減を発表したが、今回それを上回って過去最大級の規模となる。(4 月 28 日)

### ● 仕事中の津波被災に労災認定

福島労働局は 4 月 22 日、東日本大震災による死亡者に対して、福島県内で初めて労災認定をしたと発表した。遺族の生活再建のため、今後も認定作業を速やかに進めていくという。同局管内では 21 日現在、震災による遺族補償給付の請求が 34 件あるそうで、被災者への労災保険の周知をはかり、遺族の早期救済に努めるとしている。(4 月 25 日)

### ● 東京証券取引所が「サマータイム」導入

東京証券取引所は、節電対策として今夏に

「サマータイム」を導入して、出社・退社時間を 1 時間ずつ繰り上げる方針を明らかにした。対象者は取引に関係のない社員とし、7～9 月に実施する考え。(4 月 19 日)

### ● 最高裁「労組法上の労働者」との判断

最高裁判所は、個人事業主として働く技術者（カスタマーエンジニア）と、個人として劇団と出演契約を結ぶ合唱団員が、「労働組合法上の労働者」に当たると認める判決を相次いで出した。「仕事の依頼を断れる立場になかった」、「仕事場所や時間が拘束されていた」等の実態が重視された。(4 月 13 日)

### ● 中小零細企業にも「節電計画」作成要請

経済産業省は、政府が計画している「電力使用制限令」の対象とならない中小零細企業についても、節電計画等の自主的な作成を求める方針を明らかにした。計画の内容は、冷房の節約、営業時間の短縮、夏季休業の分散化などとなる見通し。(4 月 6 日)

### ● 年金・労災の死亡推定を「3 カ月」に

厚生労働省は、遺族年金や労災保険の遺族補償の支給を早期化するため、震災による行方不明者の死亡推定までの期間を現行の「災害から 1 年」を「災害から 3 カ月」に短縮する考えを示した。(4 月 2 日)

